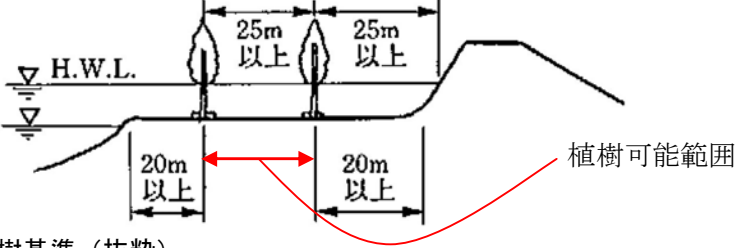



第2回懇談会 委員意見への回答 (1/2)

項目	意見	回答
樹木の伐採	<p>・武庫川の堤防は砂で出来た脆弱な堤防であり、樹木によって守られてきた歴史がある。こうした歴史と新河川法の理念に従って、桜や松を武庫川に植えてきた。この経緯からすれば、<u>県自らが河道内の樹木を伐採することは、新河川法に違反することになるのではないか。</u></p> <p>・樹木については、<u>どの木を切るのかデータが無い。</u></p>	<p>■ 新河川法に基づいた河道内樹木の伐採、植樹に関する基準 平成9年に改正された河川法では、河川管理の目的として、治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」が明確に位置づけられました（新河川法）。これを受け、河道内樹木の伐採や植樹に関する基準も見直され、新たに『河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（平成10年6月 建設省河川局）』が定められました。</p> <p>■ 『河川区域内における樹木の伐採・植樹基準』における高木の植樹に関する主な記載</p> <p>① 伐採に関する事項（抜粋） 樹木が治水上等の支障となると認められる場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐採することを基本とする（第二章 樹木の伐採（一般的基準）第五より） 樹木が治水上の支障となる理由には、下記のようなものが挙げられます。 ・ 洪水時に水位上昇をもたらす ・ 堤防沿いに高速流が発生する ・ 堤防・護岸等の河川管理施設に根が悪影響を及ぼす など</p> <p>② 高水敷における高木の植樹基準（抜粋） 河道の高水敷に樹木を植樹する場合には、次の各号の区域以外の区域で、かつ、比較的流下能力に余裕がある区域において行うものとする（第三章 植樹（河道の高水敷における高木の植樹の基準）第十一より） 一 堤防に危険を及ぼすおそれのある区域 二 河川管理施設へ影響を及ぼすおそれのある区域 三 植樹木が倒伏又は洗掘されるおそれのある区域 四 植樹木が倒伏又は流出し河道等が閉塞されるおそれのある区域 具体には、下図のように、堤防表法尻及び低水路法肩から20m以上の距離を離し、かつ、堤防表面と計画高水位の接線から25m以上の距離を離れた区域でしか植樹することができません。また、植樹が可能な高水敷であっても、一定の密度を超えるような植樹はできません。加えて、比較的流下能力に余裕があると同時に、樹木が倒伏又は流出しても河道等が閉塞するような恐れのない区域でない限り、原則、植樹することはできません。</p>  <p>③ 堤防の裏小段及び側帯における植樹基準（抜粋） 植樹は、樹木の主根が成木時においても計画堤防（計画横断形の堤防に係る部分をいう）内に入らないよう行う。裏小段については、堤防法尻沿いに必要な盛土を設けることとし、必要に応じ縁切り施設を設けて行う。側帯については、盛土部分がある場合には、必要に応じ堤防裏法面と盛土部分の間に縁切り施設及びドレーン工を設けて行う。（第三章 植樹（堤防の裏小段における植樹の基準）第八、（堤防の側帯における植樹の基準）第九より） 具体には、下図のように、堤防の川裏に計画堤防外のスペースが確保できなければ植樹することができません。なお、植樹基準では、堤防の川表（川側）での植樹を許容していません。</p>  <p>■ 武庫川における河川区域内樹木の取扱い 武庫川では、河川区域内樹木の一部は古くから生育しており、武庫川の景観を特徴づけ、地域住民にも親しまれていることから、<u>治水上等の支障とならない範囲で樹木の保全に努めますが、治水上等の支障となる樹木については伐採することを基本とします。</u>なお、河川敷での植樹は、河川法第27条の規定により、河川管理者の許可なく行うことはできません。</p> <p>河道整備にあたって支障となる樹木は伐採する必要があります。これら樹木については、<u>河道の実施計画が概ね固まった段階で現地に目印を付けます。</u></p>

第2回懇談会 委員意見への回答（2／2）

	意 見	回 答
不法占用等	<ul style="list-style-type: none"> 物置小屋やボート小屋等の不法占用物は、大雨が降ったときに障害となる可能性があるが、どのように考えているのか。 河川敷利用者がマナーを考えてもらいたい。樹木に鎖をくくりつけたり、河川敷に垣根を作って使用場所を独占したりしている。スポーツも結構だが、自然を損なわないように徹底していただきたい。行政の手が回らないなら、民衆の団体が監視指導をやっていかねば駄目だ。 	<p>治水上著しい支障がある不法行為については、関係部局とも連携しながら不法行為者への指導に努めます。</p>
改修方法等	<ul style="list-style-type: none"> 高水敷を掘削する計画だが、武庫川の堤防は砂山であり一般論はあてはまらない。高水敷は、堤防を支える地盤であることから、高水敷を掘削すれば堤防の地盤が緩む。まず堤防の地質データを出してから掘削を議論すべき。 複数地点で計画されている床止めの撤去は、一度に全部行うのではなく、自然環境や河川利用に与える影響を見極めながら、一定の期間をおいて実施すべきである。 高水敷切り下げをなくして（高水敷を全面切り下げて）その分高水敷を広げて欲しい。 高水敷を全面切り下げれば、どの程度低水路を前出し出来るのか、堤防の強度への影響はないのか、南武橋付近や国道43号下流で検討してはどうか。 	<p>低水路拡幅や高水敷切り下げに伴う浸透による堤防への影響については、土質データに基づく解析的検討を行っており、安全性に殆ど影響がないことを確認しています。また、侵食による堤防への影響については、低水護岸を設けるとともに「河道計画検討の手引き」に記載の必要高水敷幅をとることで、堤防の安全性を確保しています。</p> <p>河川改修は下流から上流に向かって順に工事を進めることから、潮止堰や床止工の全てを一時に撤去することはありません。施工にあたっては、床止工の撤去等に伴う、河川への影響を把握し、次なる工事への反映に努めます。</p> <p>高水敷の全面切り下げは、樹木の伐採等の課題があることから、整備計画では行わないこととしています。</p>
スポーツ代替施設	<ul style="list-style-type: none"> 防災上必要と思われる堤防の補強、堤防の拡幅、堤防の嵩上げを行って、スポーツが出来る場所を確保して欲しい。 低水路拡幅や高水敷掘削をするのであれば、代替えのスポーツ施設を考えて欲しい。 高水敷が利用できなくなる運動クラブなどの代替え場所について、県市の行政が連携して確保に努めて欲しい。 スポーツ利用については、代替えとなる施設を近隣で確保できるのであれば、洪水に対する安全性を確保することが第一であると思う。 	<p>【尼崎市】 今回整備を行う高水敷の範囲にはスポーツ施設はありません。なお、整備範囲外においても、代替地を用意する考えはありませんが、利用可能な運動施設の情報提供は行うこととします。</p> <p>【西宮市】 団体利用の代替地については、市では用地の確保が困難であることから、利用可能な運動施設の情報提供を行うこととします。</p>
改修後の高水敷利用	<ul style="list-style-type: none"> 盆踊りのような歴史のある利用については、残せるような工夫を検討して欲しい。 尼崎側でも狭くなった高水敷でマラソンが出来るように考えて欲しい。 改修によってサッカーや野球の利用にはどの程度の影響があるのか。 	<p>資料2-6（武庫川河川敷利用計画平面図）により説明</p>
親水対策	<ul style="list-style-type: none"> 高水敷の2段になるのり面をコンクリートではなく土仕上げなどにすれば子供たちが遊べるのではないか。 低水路が狭くなった両岸の高水敷を沈下橋でつなげば、野球やサッカーはできないが、行き来ができ子供が遊ぶにはよいと考える。 子供たちが川に近づけるように親水対策を考えるべきではないか。 武庫川の水辺利用として、近隣の大学からカヌーの上げ下ろしのため南武橋下流付近で水辺を階段状にしてもらえないかと聞いている。 	<p>低水護岸付近は、流れが複雑となり、洗掘を受けやすいことから、コンクリートブロック等による保護が必要となります。</p> <p>沈下橋は、洪水時に流れを阻害し乱流の原因となって種々の災害を惹起することが多くあります。特に出水の初期には上流からの流木、ゴミ等がひっかかり、これによる河積阻害が沈下橋の橋面以下の断面のみでなくその何倍にも達することが多く、治水上の影響が著しく大きいことから、設置できません。このことは『工作物設置許可基準（平成10年1月建設省河川局）』に規定されています。</p> <p>資料2-5（自然環境の保全・向上のイメージ（案））により説明</p> <p>公共財産である河川に、特定の利用を目的とする施設を設置することは、公共性・公平性の観点からできませんが、矢板護岸の改築に併せ、親水性の向上を図ります。</p>
自然環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 高水敷の切り下げ箇所を、水位の上がり下がりに応じて水がかぶるように工夫することで、干潟の植物の再生が期待できる。また、そういった場所は、子供たちの遊び場・環境教育の場となる可能性もある。 高水敷の切り下げ箇所全区間を干潟とするのではなく、1箇所くらいは検討してはどうか。 水際を一直線にするのではなく、ワンドのようなものをつくれないか。 手を加えないところは極力改変しないで欲しい。堤防のり面には人工的な園芸種は植えないで欲しい。 	<p>資料2-5（自然環境の保全・向上イメージ（案））により説明</p> <p>河川整備にあたっては、自然環境への負荷をできるだけ低減するよう配慮します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 今回の計画に対する尼崎市・西宮市の行政としての意見を聞きたい。 	<p>【尼崎市】 市として、治水対策のため、河川敷の掘削は止むを得ないものと考えておりますが、武庫川河川敷は市民の憩いの場であり、河川敷利用の影響を出来るだけ少なくなるよう掘削の範囲や深さを工夫できる場所については、利用者の意見を反映させていただきたいと考えております。今回説明いただいた計画は、利用者の意見を踏まえたものであると思いますので、今後も更なる検討をお願いします。</p> <p>【西宮市】 現在の計画では、高水敷掘削・低水路拡幅の範囲が現況断面において西宮側に偏りがあることから、これまで現状の施設の利用実態を考慮した掘削幅について検討をお願いしておりますが、河川敷緑地の利用面において影響が大きいものの、事業目的が治水対策であることから、高水敷掘削、低水路拡幅については一定の理解をしております。</p> <p>工事の年次計画を早い段階で公表し、利用者・団体への情報提供をお願いしたい。</p>